

地方独立行政法人法改正に伴う評価委員会が果たす役割の変更について

1 内 容

地方独立行政法人法の改正に伴い、業績評価の実施時期等が見直されるとともに、評価委員会が果たす役割が変更となった。

2 評価委員会の役割変更の概要

(1) 業績評価の実施時期等の見直し

- ・ 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価が中期目標期間の5年目に追加（これまでは評価委員会独自で4年目に中間総括を実施）

(2) 評価委員会が果たす役割の変更

- ・ 設立団体の長による認可・承認にあたっての意見の廃止
 - ①業務方法書の認可にあたっての意見
 - ②財務諸表の承認にあたっての意見
 - ③利益処分の承認にあたっての意見
 - ④短期借入金の限度額超過・借換えの認可にあたっての意見
 - ⑤不要財産の譲渡により生じた簿価超過額の出資団体への不納付の認可にあたっての意見

（参考）評価委員会の意見が引き続き必要となる主な事項

〔 議会の議決を要するものなどは、評価委員会の意見を
聴く仕組みを存続 〕

- ・ 中期目標の策定・変更にあたっての意見
- ・ 中期計画の認可・変更認可にあたっての意見
- ・ 中期目標期間終了時の検討にあたっての意見
- ・ 重要な財産の譲渡・担保にあたっての意見



今回の法改正でこれらの意見の公表が義務付

3 実施時期

平成30年4月1日